

# 【重要】ゴルフ場閉鎖に伴う退会手続きのお願い (預託金の返還について)

## 1 本件ゴルフ場の閉鎖について

当社は、昭和54年の設立以来、会員の皆様に支えられ、ゴルフ場の運営を行って参りました。

バブル期に最大となった会員数、来場者数も、年々減少していき、当社の経営状況も段々と厳しくなり、近年は辛うじて黒字という低空飛行が続いておりました。

当社は、経営を安定させるために、ここ数年のインバウンド需要の増加から、本件ゴルフ場の外国人観光客の利用増加を見込んで営業努力を行って参りました。

しかし、外国人観光客の来場者は想定よりも少なく、来場者数が伸び悩む状態は変わらず、令和6年3月期の決算では、約2000万円という過去最大の赤字となってしまいました。

このまま現状の運営を継続しても、売上が大幅に増加するとは考え難く、加えて設備の老朽化も進み、現在故障しているエアコンの修理費は約3000万円に上るとの見積りが出ており、エアコンの他にも今後設備の改修が必要になる箇所が出て来て改修費用を要することが見込まれます。このような現状に鑑みると、運営を継続しても赤字を脱することは出来ないと見込んでおります。

これまでも、当社の代表者個人の自己資金を注入するなどして、赤字を補填しましたが、これ以上赤字が膨らめば、会員の皆様に預託金をお返しすることもままならなくなる可能性もございます。そこで、断腸の思いでしたが、皆様に預託金をお返しする資金が残っている現時点において、本件ゴルフ場の閉鎖及び事業停止を決断するに至りました。

本件ゴルフ場の営業は、本年12月15日（月）までを予定しております。

なお、当社は、従業員との連携が適時適切に取れない状況となったことやエアコン設備の故障などのために、状況によっては同日よりも早く営業を終了する可能性もございますので、ご了承ください。

会員の皆様におかれましては、これまで本件ゴルフ場をご愛顧いただき、感謝申し上げますとともに、ご迷惑をおかけしますこととお詫び申し上げます。

## 2 会員契約の終了について

### (1) 契約終了時期について

上記のとおり、本年12月15日をもって、本件ゴルフ場を閉鎖致しますので、同日をもって全てのゴルフ会員契約は終了（解除）となります。

つきましては、退会届等を本年8月末日までにご提出いただきますよう、お願い致します。まだ届いていない会員様がいらっしゃいましたら、ページ下部のお問い合わせフォームに必要事項をご入力、ご送信いただきましたら、退会手続の案内を郵送致しますので、お問い合わせフォームをご入力、ご送信ください。

退会届をご提出いただいた後も、本年12月15日までは会員資格は継続するものとして取り扱わせていただきます。

本年8月末日までにご提出いただけなかった場合には、改めて、当社より契約解除の意思表示を行う予定としております。

### (2) 預託金の返還について

預託金は、退会届等をご提出いただきました会員の方から、順次お返し致します

退会届等のご提出後、1ヶ月を目途に返還手続を行う予定としております。返還手続完了のご連絡は致しませんので、ご自身で振込先口座をご確認ください。

(3) 入会登録料の返還について

令和5年4月から令和6年2月までに新規入会いただき、入会登録料をお支払いいただいた会員の方につきましては、入会后まもなく閉鎖となつてことを踏まえて、退会届をご提出いただいた方に限り、全額、入会登録料をお返し致します。

(4) 年会費について

会則第15条2項に規定されておりますとおり、年会費は返還出来かねますのでご了承ください。なお、年会費の未納がある場合は、預託金等の返還債務と相殺をさせていただきます。

### 3 お問い合わせ先

本件については、弁護士法人いかり法律事務所（福岡市中央区高砂1-24-20-8F、TEL.092-707-1155）へ全て委任しております。本件に関してお問い合わせがございましたら、いかり法律事務所（092-707-1155）へご連絡いただき、当社（ゴルフ場）へのご連絡はご遠慮ください。